

生涯を通じた健康づくり

1 栄養・健康づくり

(1) 健康づくりの推進

国は、21世紀をすべての国民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を目指すため、1次予防に重点をおき、壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸や生活の質の向上を目的とした「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」を策定しました。さらに平成15年5月より「健康増進法」が施行されました。

県においては、健康増進法の趣旨のもと、県民一人ひとりが生涯にわたって健康であり続けるための指針として、平成16年3月「元気な福井の健康づくり応援計画」を策定し、各種健康づくり施策を実施してきました。

こうした中、国において、平成18年6月に医療制度改革関連法が成立し、予防を重視した生活習慣病対策が柱の一つとなりました。その中で、「メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）」の概念を導入し、予防の重要性に対する理解促進を図るとともに、平成20年度からは生活習慣病の発症・重症化予防に重点を置いた新しい健診・保健指導が医療保険者に義務づけられました。このような背景を踏まえて、県では平成20年3月に「元気な福井の健康づくり応援計画」を改定し、メタボリックシンドローム関連の内容の充実を図ることとなりました。

センターでは、この「元気な福井の健康づくり応援計画（改定版）」に基づき、県民および地域住民の健康づくりを推進し、健康増進における意識向上や普及啓発を図り、関係団体・機関と連携し、基盤整備の充実を図っています。

(2) 栄養改善の推進

健康づくりを推進していく中で、その課題の解決を図る際に「栄養・食生活」の果たす役割は大きいものがあります。それは多くの生活習慣病との関連が深いというだけでなく、同時に生活の質にも関わることだからです。そこで、センターでは管内市町の栄養改善活動を支援するとともに、栄養成分表示等の情報提供、食環境の整備、給食施設の望ましい栄養管理の推進について指導・助言を行っています。

ア 現状

平成9年度に施行された地域保健法に基づき、地域住民を対象とする栄養相談業務および一般栄養指導業務の実施主体が市町に委譲されました。しかし、現在、丹南管内では、5市町のうち、2町で行政栄養士が未配置となっており、人体生理に基づく栄養アセスメントからの適切な栄養支援指導の対応が困難となる場合も予測されます。（表1）

また、健康増進法の施行により、給食施設が「食事の提供」とどまらず、個人への「栄養教育」という役割を担うことが明確にされました。このことは、住民の健康づくりの基盤として給食施設のあり方が位置づけられたと言えます。中でも、特定給食施設においては適切な栄養管理の実施が義務づけられ、センターではそのための支援として、状況報告の結果に基づく個別の巡回指導等を実施しています。（表2）

表1 管内市町の栄養士の配置状況

平成 19 年度

栄養士の配置されている市町	鯖江市、越前市、越前町
栄養士の配置されていない町	池田町、南越前町

注) 栄養士未配置の町では、事業等に併せて在宅栄養士の雇いあげ、または、担当課の保健師で対応

表2 給食施設指導状況 平成 19 年度

	給食施設数	
	特定給食施設	その他の施設
巡回指導	98	35

表3 特定給食施設届出状況 平成 19 年度

種 類	件 数
事業開始届	2
栄養管理状況報告書	207
届出事項変更届出	0
事業休止(廃止)届出	3

表4 管理栄養士免許申請状況 平成 19 年度

種 類	件 数
免許申請	10
書換・名簿訂正申請	6
免許照合	17
再交付申請	0

表5 栄養士免許申請状況 平成 19 年度

種 類	件 数
免許申請	17
免許訂正申請	15
免許再交付申請	2

表6 給食施設の状況

平成 19 年度

		管理栄養士のみ いる施設		管理栄養士・栄養士 どちらもいる施設			栄養士のみ いる施設		管理栄養 士・栄養 士どちら もいない 施設数	合計 施設数
		施設数	管理栄養 士数	施設数	管理栄養 士数	栄養士数	施設数	栄養士数		
特定給食施設	学校	16	16				6	6	24	46
	病院	3	10	10	26	15				13
	介護老人保健施設	2	3	4	5	4			1	7
	老人福祉施設	4	4	2	2	2				6
	児童福祉施設	4	5	2	2	2	21	30	8	35
	社会福祉施設	2	2				3	3		5
	事業所			1	1	1	3	4	3	7
	寄宿舍	1	1							1
	一般給食センター						1	5		1
計	32	41	19	36	24	34	48	36	121	
その他	学校	1	1						2	3
	病院・医院	4	5	6	6	8	10	10	2	22
	介護老人保健施設			1	1	1				1
	老人福祉施設	1	1	2	3	4	6	7		9
	児童福祉施設	1	1				6	7	27	34
	社会福祉施設	5	5	2	2	3	7	9	7	21
	事業所						2	2	3	5
	寄宿舍								2	2
計	12	13	11	12	16	31	35	43	97	

注) 特定給食施設とは特定多数人に対して、継続的に1回100食、または、1日250食以上の食事を提供する施設
栄養士が施設に配置されているもののみを「配置されている」とみなす

(3) 栄養改善事業の推進

ア 福井の健康づくり「食の応援団」推進事業

全国的に食生活に占める外食やそのまま摂食できる惣菜および持ち帰り弁当(以下、中食と略す)の利用は年々増加傾向にあります。

外食や中食を利用しながら「健康に気をつけた食事ができる」という食環境の整備を目的として、外食、中食等の提供者である関係業者と公的保健機関が連携し、平成13年度から『福井の健康づくり「食の応援団」健康づくり応援の店』事業を展開してきました。丹南地域では60件の飲食店等が登録しています。(表7)

表7 「健康づくり応援の店」管内登録状況(業態別) 平成19年度

	飲食店	旅館・ホテル	弁当・惣菜菓子店	製造所	事業所給食その他	合計
鯖江管内	26	2	3	0	0	31
武生管内	20	0	7	1	1	29
合計	46	2	10	1	1	60

イ 国民健康・栄養調査

この調査は、健康増進法に基づき実施するものであり、国民の身体状況、栄養摂取量および生活習慣の状況を明らかにし、国民の健康増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得ることを目的としています。平成19年度は管内1地区18世帯66人を対象に、11月に身体状況、栄養摂取状況等に関する調査を実施しました。

(4) 健康増進指導事業の推進

ア 食生活・栄養管理支援事業

管内給食施設の栄養・健康づくり担当者を対象に、ライフステージごとの適切な栄養管理が普及、実施されるよう研修会を開催しました。今後、さらなる丹南地域における栄養管理の水準向上のため症例検討の実施、職域を越えた連携強化を考慮した支援が必要であると考えます。

(表8)

表8 食生活・栄養管理支援事業実施状況

実施日	実施場所	内容	受講人数
平成20年 3月7日	福井まちなか文化施設 響のホール	講演 ・地域で完結する医療を目指して ・新健康フロンティア戦略～女性の健康力 ・女性のやせと骨粗しょう症	管内医療機関・老人施設関係の栄養士等 (29名)
平成20年 3月12日	鯖江市健康福祉センター	講義 「食事バランスガイドの活用・実践に向けて」 報告「管内給食施設における栄養管理状況」 事例発表「肥満児への栄養ケアの取り組み」	管内学校・児童福祉施設栄養士等 (49名)

イ 健康づくり運動普及事業

健康運動（身体活動）が普及され、実践されることは生活習慣病の予防に効果的であると同時に、介護予防の視点からも『明るく活力ある超高齢社会』の構築につながると考えられます。そのため、地域で運動を普及しているボランティアや事業所の衛生管理者を対象に、運動講習会を開催しました。（表 9）

表 9 健康づくり運動普及事業実施状況

実施日	場所	内容	受講者数
平成 19 年 9 月 26 日	越前市福祉 健康センター	講義および運動実技 「メタボ対策お家でできる実践方法 ～エクササイズガイド 2006 の活用～」 ・意見交換会「ふくいのためから運動について」 ・みんラジ推進隊の募集	健康づくり実 践団体・各市 町健康づくり 推進員・ボラ ンティア等 (34 名)
平成 19 年 11 月 21 日	越前市労働 福祉会館	講演「福井県民の運動習慣の現状と県での取り組み」 ・ウォーキングマップの活用、みんラジ推進隊の募集 講演および運動実技 「働き世代の運動習慣定着化のために ～職場での取組みに向けて～」 ・職場でもできる簡単な体操	事業所の衛生 管理者等 (24 名)

(5) メタボリック対策推進事業

県民の生活習慣病の発症・重症化予防に向けて、メタボリック対策推進事業に取り組んでいます。平成 19 年度については下記の 9 項目について実施し、適切な食生活の実践指導や適度な運動習慣の定着に向けて支援しています。特にこの中で、「福井県版食事バランスガイド」および、たのしく、かんたんに、らくにできる運動をとりまとめた「ふくいのためから運動」については県でパンフレットを作成し、今後普及啓発を図ります。（表 10）

表 10 各種事業の実施状況

平成 19 年度

	事業項目	実施内容（開催回数・参加者等）
1	生活習慣病対策会議	2 回開催（市町栄養士・運動担当者・ 学校栄養士・食生活改善推進員等）
2	福井県版食事バランスガイドの作成	* パンフレット作成
3	ショッピングセンターでの食生活改善コーナーの設置	2 回（延 112 名）
4	中食・外食業者に対するヘルシーメニュー支援	4 店舗
5	幼稚園における幼児期からのよい食習慣定着支援	2 施設 親子クッキング 4 回（延 138 名）
6	子育て支援センターでの出前食育健康講座	22 回（延 664 名）
7	産婦人科医院・病院における栄養講座の開催	6 回（延 26 名）
8	「みんラジ」ムーブメントの展開	事業所訪問 90 件 推進隊登録 48 件
9	「ふくいのためから」運動とりまとめ	* パンフレット作成

(6) 食生活改善推進員の地区活動状況

食生活改善推進員は、地域において、ボランティア活動を通じた栄養改善を行っています。管内の食生活改善推進員は、鯖江支部（あすなる会）と武生支部（わかかな会）の2支部があり、地区活動状況は次のとおりです。（表11）

表11 活動項目別活動状況

平成19年度

市町	ヘルスアドバイザー 21事業		生活習慣病 予防		母子の健康 貧血予防		高齢者の 健康・食生活		総数		自己 学習 回数
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	
鯖江市	10	27	24	3,278	18	1,043	27	973	79	5,321	393
越前市	158	1,074	2,782	20,612	561	6,274	3,472	30,013	6,973	57,973	6,441
南越前町	44	158	539	3,513	174	1,318	236	3,450	993	8,439	776
越前町	8	29	21	475	32	843	11	350	72	1,697	385
合計	220	1,288	3,366	27,878	785	9,478	3,746	34,786	8,117	73,430	7,995

注) 現在、池田町は休会中。

2 多様な保健サービスの提供

(1) 母子保健

ア 市町母子保健事業の現状

近年、少子化、核家族化、社会連帯意識の希薄化による地域の養育機能の低下など、母と子をめぐる様々な環境は大きく変化し、母子保健対策の重要性は増大しています。

こうした状況に対応して、妊娠、出産、育児や乳幼児保健についてきめ細かくかつ一貫したサービスの提供を図るという観点から、平成9年度より健康診査、訪問・相談指導等の実施主体が県から住民に身近な市町に一元化され実施されています。

(ア) 各母子保健事業の実施状況

妊娠期の保健対策として、母子手帳の交付時面接等による健康相談を行い、分娩や出産に関する不安の軽減やハイリスク妊婦の把握につとめており、医療機関委託妊婦健診や訪問指導、妊婦教室、両親学級等を実施しています。

乳幼児期の保健対策としては、医療機関へ委託している乳児健診をはじめ、各市町が独自で実施している集団による乳幼児健診、育児相談、子育て教室および各種の子育てサロン等の自主グループへの支援等を実施しています。

また、思春期保健対策として、学校保健と連携して赤ちゃんとのふれあい（体験）教室等実施しています。近年は、少子化対策として子育て支援策が充実されてきています。また、育児不安や児童虐待予防に対する母子保健での取り組みがますます重要になっています。

そのためには、保健・医療・福祉および学校等関係機関のより一層の連携強化により、効果的な育児支援ネットワークを構築していくことが必要です。

表1 母子保健事業実施状況

平成19年度

	健康診査			健康相談	健康教育			家庭訪問 (妊婦・新生児のみ)	その他
	妊婦	乳児	幼児		思春期	妊婦	乳幼児		
鯖江市	妊婦健診	1か月健診 4か月健診 9～10か月健診	1歳6か月児健診 3歳児健診	・乳幼児発達相談 ・ことばの相談 ・すくすく育児相談	思春期保健福祉体験事業	・新米お父さん教室	・幼児親子教室 ・幼児親子教室パート、 (身体面) ・かがやきキッズ(精神面) ・たくみ会(精神面) ・かがやきキッズ	・新生児訪問(生後4ヶ月までの乳児)	・自主グループ支援 ・歯みがき教室 ・絵本読み聞かせ ・栄養指導
越前市	妊婦健診	1か月健診 4か月健診 9～10か月健診	1歳6か月児健診(絵本の読みかせ実施) 3歳児健診(ブラッシング教室同時開催)	・2か月児セミナー ・乳幼児相談 ・こどもの発達相談	・赤ちゃん抱っこ体験学習 ・子どもの生活習慣病予防事業 ・教育相談(性感染症の予防)	・両親学級	・離乳食教室(前期・後期) ・のびのび発達教室	・ハイリスク妊婦訪問 ・新生児訪問 ・乳幼児健診事後訪問 ・幼児健診未受診者訪問	・外国人育児支援(通訳配置) ・児童デイサービス事業 ・3歳児親子歯ッピー教室(フッ素塗布、歯みがきチェック) ・産後ケア事業 ・子育てグループ・子育てボランティアの育成
池田町	妊婦健診	1か月健診 4か月健診 9～10か月健診	1歳6か月児健診 2歳児健診 2歳6か月児健診 3歳児健診	・母子手帳交付時の相談 妊婦歯科保健指導 ・乳幼児相談 ・母乳哺育相談		・妊婦相談	・子育て講演会 ・離乳食相談 ・なかよしひろば ・絵本の窓	・妊婦訪問(妊婦検診フォローより) ・新生児訪問 ・健診事後指導	・3歳児歯科保健指導(フッ素塗布) ・ブラッシング指導 ・乳幼児発達支援事業
南越前町	妊婦健診	1か月健診 4か月健診 9～10か月健診 赤ちゃん健診(2～3か月・6～7か月) 乳幼児健診(0～就学前希望者)	1歳6か月児健診 3歳児健診	・育児相談会 ・親子相談会 ・すくすく広場 ・2歳児育児相談		・マタニティセミナー		・新生児訪問	・虫歯予防教室 ・虫歯のない子の表彰 ・母子保健関係者連絡会 ・保健推進員研修会
越前町	妊婦健診	1か月健診 4か月健診 6～7か月健診 9か月健診	1歳6か月児健診 2歳6か月児歯科健診 3歳6か月児健診	・母子手帳交付時の相談 ・妊婦相談 ・育児相談 ・のびのび発達相談		・マタニティスクール	・幼児食教室 ・幼児親子教室 ・わいわいキッズ ・子育てサロン	・新生児訪問 ・妊婦の電話・訪問	・歯みがき教室(保育所巡回) ・子育て支援情報誌

は医療機関委託にて実施

(イ) 母子訪問活動状況

妊産婦、新生児および乳幼児訪問は、各市町の保健師等が行っており、訪問活動の取り組み状況は市町によって格差がみられます。(表2)

育児不安や虐待予防等に対応していくためにも、訪問等による個別指導の充実が求められる中、平成19年度から市町における「こんにちは赤ちゃん事業」により、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問することになりました。

表2 母子訪問活動状況(管内市町別・対象別)

平成19年度

	妊婦		産婦		新生児 (未熟児を除く)		未熟児		乳児 (新生児・未熟児 を除く)		幼児		その他	
	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員
鯖江市			63	63	52	52			274	278	14	16		
越前市	3	3	397	407	3	3	15	15	417	430	305	323	7	13
池田町			9	9	9	9	1	1	4	4				
南越前町	8	8	31	31	1	1	3	3	45	48	23	32		
越前町	1	2	115	116	3	3			113	118	17	17	1	1

(地域保健事業報告より)

(ウ) 妊婦一般健康診査

妊娠中の疾病の予防と早期発見をめざし、各市町では妊婦に対し適切な指導を実施するため医療機関に妊婦の健康診査を委託して公費で行っています。「妊婦一般健康診査受診票」は、母子健康手帳や母子保健のしおりに挿入され、妊婦は妊娠前期、中期、後期の各期に1回ずつ医療機関で受診できます。さらに、平成18年度からは、第3子以降は全14回の健診が無料で受けられるようになりました。

平成19年度の管内の受診率は、妊娠前期96.6%、妊娠中期97.4%、妊娠後期92.5%でした。

受診結果では、妊娠期間が進むにつれて、異常ありが多くなっています。異常を認められた中では「貧血」が大半を占め、妊娠前期では144人(8.6%)、妊娠中期では374人(22.4%)、また妊娠後期では535人(34.2%)でした。(表3)

表3 妊婦一般健康診査状況

平成19年度

	市町	受診票 交付数	受診 人員	受診率 (%)	受診結果(件数)								
					異常 なし	異常あり(件数)							
						実人数	延人数	高血圧(%)	貧血(%)	その他(%)			
妊娠 前期	鯖江市	672	660	98.2	588	72	74		67	10.2	7	1.1	
	越前市	757	719	95.0	655	64	64	1	0.1	54	7.5	9	1.3
	池田町	9	9	100.0	8	1	1		1	11.1			
	南越前町	98	90	91.8	80	10	10		6	6.7	4	4.4	
	越前町	187	187	100.0	171	16	16		16	8.6			
	管内	1,723	1,665	96.6	1,502	163	165	1	0.1	144	8.6	20	1.2
妊娠 中期	鯖江市	672	653	97.2	496	157	162	3	0.5	151	23.1	8	1.2
	越前市	757	741	97.9	559	182	185			169	22.8	16	2.2
	池田町	12	12	100.0	8	4	4			4	33.3		
	南越前町	98	88	89.8	70	18	18			17	19.3	1	1.1
	越前町	172	172	100.0	138	34	35			33	19.2	2	1.2
	管内	1,711	1,666	97.4	1,271	395	404	3	0.2	374	22.4	27	1.6
妊娠 後期	鯖江市	672	599	89.1	404	195	198	1	0.2	184	30.7	13	2.2
	越前市	757	729	96.3	439	290	297	2	0.3	272	37.3	23	3.2
	池田町	11	11	100.0	9	2	2			1	9.1	1	9.1
	南越前町	98	73	74.5	46	27	29	1	1.4	24	32.9	4	5.5
	越前町	153	153	100.0	96	57	58			54	35.3	4	2.6
	管内	1,691	1,565	92.5	994	571	584	4	0.3	535	34.2	45	2.9

注)「異常あり」の率は受診人員に対する割合

(市町村母子保健実施状況報告より)

(I) 乳児一般健康診査（医療機関委託分のみ）

乳児期の疾病の予防と早期発見を行い適切な指導をするため、各市町は医療機関に委託して公費による乳児の健康診査を行っています。「乳児一般健康診査受診票」は、母子健康手帳や母子保健のしおりに挿入され、乳児は 1 か月児・4 か月児・9～10 か月児健康診査を医療機関で受診できます。

平成 19 年度の管内の受診率は、1 か月児健康診査 90.4%、4 か月児健康診査 97.9%、9～10 か月児健康診査 94.2%と高率でしたが、市町別にみると多少のばらつきが見られました。

受診の結果、異常の認められたものは、1 か月児健康診査 181 人（11.6%）、4 か月児健康診査 239 人（14.2%）、9～10 か月児健康診査 195 人（11.8%）でした。（表 4）

市町によっては、医療機関委託の健康診査のほかに、2 か月、7 か月児等を対象に集団健診を実施し、医師や保健師のほか、栄養士、食生活改善推進員や保健推進員がそれぞれの乳児の発達時期に合わせた相談や指導を合わせて行っているところもあります。

(オ) 1 歳 6 か月児健康診査

運動機能、視聴覚等の障害、精神発達の遅滞等について、早期に発見し早期に適切な指導や療養の援助を行うことを目的に、幼児初期の身体発育、精神発達の面で歩行や言語の発達の標識が容易に得られるようになる 1 歳 6 か月児に対して、市町が健康診査を実施しています。

なお、この健康診査では、生活習慣の自立、むし歯の予防、幼児の栄養、その他親同士の交流や育児の相談等を行っています。市町においては、健診の場において心理相談員や家庭相談員を配置しているところもあります。

平成 19 年度の管内の対象者は 1,738 人で、受診者は 1,688 人、受診率は 97.1%です。

健康診査結果別にみると、身体面での有所見者は 184 人（10.9%）であり、身体発育の異常 55 人（3.3%）、皮膚疾患 27 人（1.6%）運動機能異常 40 人（2.4%）、などが多くありました。精神発達遅滞等精神面において所見のみられた者は 414 人（24.5%）でした。また、その他の有所見者実数が 72 人（4.3%）みられました。（表 5）

健康診査の結果、異常が認められた幼児については、医療機関で精密検査を受けるための受診券が交付されます。平成 19 年度に管内では 19 人に交付され、17 人が受診しています。その結果、異常なしが 7 人、経過観察になった者が 9 人、要治療になった者が 1 人みられました。（表 6）

表4 乳児一般健康診査状況（医療機関委託分のみ）

平成19年度

	市町	実施方法		対象者数	受診者数	受診率(%)	異常なし	受診結果(件数)					
		委託	集団					異常あり(件数)					
								実人数	延人数	要指導	要観察	要精検	要治療
1 か 月 児 健 診	鯖江市			695	633	91.1	571	62	77	15	39	3	20
	越前市			757	672	88.8	584	88	92	30	42	8	12
	池田町			15	15	100.0	14	1	1				1
	南越前町			85	79	92.9	73	6	6	3	1	2	
	越前町			171	158	92.4	134	24	24		17	5	2
	管内			1,723	1,557	90.4	1,376	181	200	48	99	18	35
4 か 月 児 健 診	鯖江市			672	660	98.2	593	67	87	6	42	5	34
	越前市			757	743	98.2	613	130	140	16	64	9	51
	池田町			15	15	100.0	11	4	4		3		1
	南越前町			89	86	96.6	76	10	10	1	6		3
	越前町			187	180	96.3	152	28	28		14	6	8
	管内			1,720	1,684	97.9	1,445	239	269	23	129	20	97
9 か 月 児 健 診	鯖江市			689	659	95.6	594	65	67	1	53		13
	越前市			757	718	94.8	627	91	105	16	54	4	31
	池田町			12	11	91.7	9	2	2		1		1
	南越前町			83	75	90.4	64	11	11	2	4	1	4
	越前町			213	190	89.2	164	26	26		21		5
	管内			1,754	1,653	94.2	1,458	195	211	19	133	5	54

(市町村母子保健実施状況報告より)

表5 1歳6か月児健康診査状況

平成19年度

		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管内計	
対象者数(人)		679	769	16	91	183	1,738	
受診者数(人)		648	759	14	91	176	1,688	
受診率(%)		95.4	98.7	87.5	100	96.2	97.1	
身体面の異常	身体面有所見者実数	90	60	5	7	22	184	
	有所見率(%)	13.9	7.9	35.7	7.7	12.5	10.9	
	身体発育の異常	32	16	3	1	3	55	
	熱性けいれん				1		1	
	運動機能異常	14	15	1		10	40	
	眼科異常	3	2	2		1	8	
	てんかん性疾患		1		1		2	
	先天異常	4	3				7	
	耳鼻咽喉科疾患	2	5				7	
	血液疾患	1	2				3	
	皮膚疾患	15	7	2	1	2	27	
	循環器系疾患	4	7	1		2	14	
	呼吸器系疾患	3	2				5	
	消化器系疾患		2				2	
	泌尿器生殖系疾患	16	1			3	20	
その他	1			3	1	5		
精神面	精神面有所見者実数	222	156	3	10	23	414	
	有所見率(%)	34.3	20.6	21.4	11.0	13.1	24.5	
	精神発達遅滞	159	110	3	7	20	299	
	精神行動上の異常	82	48		4	3	137	
その他	その他有所見者実数	49	18	1	1	3	72	
	有所見率(%)	7.6	2.4	7.1	1.1	1.7	4.3	
	育児環境	44	15	2	1	1	63	
	生活習慣	10	3	1		2	16	
	その他							
歯科健診	受診者数	648	758	14	91	177	1,688	
	むし歯の総数	27	78	6	9	4	124	
	虫歯なし	虫歯のない者計	634	733	12	88	176	1,643
		○1型	612	733	4		175	1,524
		○2型	22		8		1	31
		不詳				88		88
	虫歯あり	虫歯のある者計	14	25	2	3	1	45
		A型	14	19	2	3		38
		B型		4				4
		C型					1	1
		不詳		2				2
	他異常	軟組織の異常	1	3				4
咬合異常		9	7		1	6	23	
その他		20	17		8	4	49	

表6 1歳6か月児健康診査精密検査結果

平成19年度

市町	交付数	受診数	検査結果				
			異常なし	経過観察		要治療	
				主な疾患名	(人)	主な疾患名	(人)
鯖江市	11	11	4	斜視 反張膝 内反足 移動性精巣 停留睾丸	1 1 1 2 1	0脚	1
越前市	5	3	2	粘液のう胞	1		
池田町	0						
南越前町	0						
越前町	3	3	1	両外反偏平足 頸部リンパ節腫脹	1 1		
管内計	19	17	7		9		1

(カ) 3歳児健康診査

3歳児は、幼児期のうちで身体発育および精神発達の個人的差異が明らかになり、保健、医療による対応の有無が、その後の成長発達に影響を及ぼすということで重要な時期です。この時期に運動、視覚、聴覚、言語等やその他の疾病や異常を早期に発見し、適切な援助を行うことを目的に、3歳児に対して市町が健康診査を実施しています。また、この健康診査では、生活習慣の確立、むし歯の予防、幼児の栄養、その他親同士の交流や育児の相談などをおし、保護者への育児支援にも視点がおかれています。

平成19年度の管内の対象者は1,809人で、受診者は1,739人、受診率は96.1%でした。

健康診査結果別にみると、身体面での有所見者は238人(13.7%)であり、身体発育の異常51人(2.9%)、眼科異常61人(3.5%)、泌尿器生殖系疾患70人(4.0%)などが多くありました。精神発達遅滞等精神面において所見のみられた者は280人(16.1%)でした。また、その他の有所見者実数が53人(3.0%)みられました。(表7)

健康診査の結果、異常が認められた幼児については、医療機関で精密検査を受けるための受診券が交付されます。

平成19年度に管内では一般精密検査で30人に交付され、24人が受診しました。その結果、経過観察になった者が7人、要治療になった者が6人みられました。眼科精密検査では37人に交付され30人が受診して、その結果、斜視や乱視等で経過観察になった者が8人、乱視、遠視等で要治療になった者が10人みられました。耳鼻科精密検査では1人に交付され受診した結果、要治療となりました。(表8)

表7 3歳児健康診査状況

平成19年度

		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管内計	
対象者数(人)		728	799	5	94	183	1,809	
受診者数(人)		700	777	5	93	164	1,739	
受診率(%)		96.2	97.2	100	98.9	89.6	96.1	
身体面の異常	身体面有所見者実数	149	62	0	15	12	238	
	有所見率(%)	21.3	8.0		16.1	7.3	13.7	
	身体発育の異常	42	7		1	1	51	
	熱性けいれん	2					2	
	運動機能異常	6	3			1	10	
	眼科異常	27	24		9	1	61	
	てんかん性疾患							
	先天異常	6	1		1		8	
	耳鼻咽喉科疾患	11	5		1		17	
	血液疾患				1		1	
	皮膚疾患	14	8		1	2	25	
	循環器系疾患	4	1		3		8	
	呼吸器系疾患	3					3	
	消化器系疾患					1	1	
	泌尿器生殖系疾患	53	13		1	3	70	
その他	6				3	9		
精神面	精神面有所見者実数	159	105	0	11	5	280	
	有所見率(%)	22.7	13.5		11.8	3.0	16.1	
	精神発達遅滞	109	62		6	4	181	
	精神行動上の異常	83	49		8	1	141	
その他	その他有所見者実数	45	3	0	0	5	53	
	有所見率(%)	6.4	0.4			3.0	3.0	
	育児環境	49	3			3	55	
	生活習慣	11				2	13	
歯科健診	受診者数	697	777	5	93	166	1,738	
	むし歯の総数	488	722	4	103	191	1,508	
	虫歯なし	虫歯のない者計	538	573	2	62	112	1,287
		○1型	532	573			109	1,214
		○2型	6		2	62	2	72
		不詳					1	1
	虫歯あり	虫歯のある者計	159	204	3	31	54	451
		A型	115	140	3	19	38	315
		B型	38	52		11	9	110
		C型	6	11		1	7	25
	他異常	不詳		1				1
		軟組織の異常	1	5		6		12
咬合異常		64	81	1		3	149	
その他				13	2	15		
尿検査	受診者数	581	662	5	90	156	1,494	
	蛋白	+	8	3			1	12
		++以上	1					1
	糖	+	1	2				3
++以上		1					1	

表 8 3 歳児健康診査精密検査結

平成 19 年度

一般精密検査

市町	交付数	受診数	検 査 結 果				
			異常なし	経 過 観 察		要 治 療	
				主な疾患名	(人)	主な疾患名	(人)
鯖江市	19	18	8	尿潜血 包茎	5 1	水いぼ 尿糖 言語発達遅滞 自閉症入 ^レ ケム	1 1 1 1
越前市	10	6	3	尿潜血(++)	1	精神発達地帯 言語発達地帯	1 1
池田町	0						
南越前町	1	0					
越前町	0						
管内計	30	24	11		7		6

眼科精密検査

市町	交付数	受診数	検 査 結 果				
			異常なし	経 過 観 察		要 治 療	
				主な疾患名	(人)	主な疾患名	(人)
鯖江市	12	10	2	外斜視	3	近視性乱視 雑性乱視 屈折異常弱視 内斜視	1 1 2 1
越前市	19	14	8	近視 斜視 視力障害	1 1 1	遠視 両遠視性乱視	2 1
池田町	0						
南越前町	5	5	2	近視疑い	1	近視性乱視	2
越前町	1	1		両近視性乱視	1		
管内計	37	30	12		8		10

耳鼻科精密検査

市町	交付数	受診数	検 査 結 果				
			異常なし	経 過 観 察		要 治 療	
				主な疾患名	(人)	主な疾患名	(人)
鯖江市	1	1				滲出性中耳炎	1
越前市	0						
池田町	0						
南越前町	0						
越前町	0						
管内計	1	1					1

イ 当センターの母子保健事業の現状

当センターでは、専門的技術的観点から市町を支援するとともに、未熟児訪問指導、医療給付事務、育児不安解消サポート事業などを実施しています。

(ア) 先天性代謝異常等検査事業

フェニールケトン尿症等の先天性代謝異常および先天性副腎過形成症、先天性甲状腺機能低下(クレチン)症は、放置すると知的障害や発育不良などの症状をきたしますが、早期に発見し適切な治療を行うことにより、心身障害を予防することが可能です。

発生頻度が比較的高く、治療方法についてもある程度確立されており、同時に検査することができるフェニールケトン尿症、メープルシロップ尿症、ホモシスチン尿症、ガラクトース血症、先天性副腎過形成症、先天性甲状腺機能低下(クレチン)症の6疾病について行われています。医療機関で、生後5~7日目の新生児の足臍から穿刺によりごく少量の血液をろ紙に採り、これを県外検査機関に送付して検査が行われます。

当センターでは、検査結果が精密検査を必要とする乳児について、受診確認をしたり、保護者の相談に応じるなどの事後指導を実施しています。

管内の平成19年度の先天性代謝異常検査では、要精密検査数は3件でした。

表10 先天性代謝異常等検査

平成19年度

市町	平成18年度 出生数	要精密 検査者	要精密検査結果			
			異常なし	異常あり	経過観察	その他
鯖江市	694	1		1		
越前市	757	1	1			
池田町	18					
南越前町	82					
越前町	162	1	1			
管内	1,713	3	2	1		

出生数：市町村母子保健実施報告より

(イ) 母子医療給付状況(医療費公費負担制度)

小児に対する医療援護として、母子保健法に基づく未熟児養育医療給付、児童福祉法に基づく育成医療給付および結核児童への療育の給付、小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく医療給付があります。

平成19年度は、給付を受けている人数(実人数)は、育成医療68件、小児慢性特定疾患155件、養育医療53件でした。

表11 医療給付状況

(実人員)

種別 年度別	育成医療	小児慢性 特定疾患	養育医療	療育給付
平成15年度	67	154	38	0
平成16年度	74	148	38	0
平成17年度	63	167	35	0
平成18年度	74	180	29	0
平成19年度	68	155	53	0

a 育成医療

身体に障害のある児童、または現存する疾患を放置することにより将来において障害を残すと認められる児童で、確実な治療効果の期待できるものを対象として、生活の能力を得るために必要な医療の給付を行うもので、昭和 29 年より実施しています。育成医療の給付は、厚生労働大臣又は知事が指定する医療機関（更正医療）に委託して行うものです。

当センターでは、育成医療給付の申請手続き事務を行っており、申請時および退院後の保護者からの相談に対応しています。

管内の平成 19 年度の育成医療給付（実人数）は 68 件であり、疾病では音声・言語障害や心臓障害によるものが多くありました。

表 1 2 育成医療給付状況（疾病別） （実人員）

疾病別 年度別	肢体 不自由	視覚 障害	聴覚 機能 平衡 障害	音声・ 言語 機能 障害	心臓 障害	腎臓 障害	その 他の 内臓 障害	計
平成 15 年度	7	5	6	19	16	1	13	67
平成 16 年度	9	5	6	26	14	2	12	74
平成 17 年度	6	8	1	14	22	3	9	63
平成 18 年度	11	5	6	24	14	2	12	74
平成 19 年度	7	7	5	20	20	1	8	68
鯖江市	2	5	1	8	7		4	27
越前市	5	2	3	8	10	1	1	30
池田町			1	1	1		1	4
南越前町				1			1	2
越前町				2	2		1	5

b 小児慢性特定疾患治療研究事業

小児慢性特定疾患治療研究事業は、特定の疾患についての治療研究を行い、医療の確立と普及を図るとともに、保護者の医療費の負担を軽減することを目的として、昭和 49 年より実施され平成 17 年度から児童福祉法に根拠規定がおかれることになりました。

小児の慢性疾患のうち、その治療に相当の期間を要し、医療費の負担も高額となり、また、これを放置すると児童の健全な育成を阻害することとなる悪性新生物などの 11 疾患群（平成 17 年度より）が対象です。対象年齢は 18 歳未満の児童と制限されているが、疾患によっては引き続き治療する場合には、20 歳になるまで医療の給付が行われています。

当センターでは、小児慢性特定疾患医療給付の申請手続き事務を行っており、申請時および申請中の保護者からの相談に対応しています。

管内の平成 19 年度の小児慢性特定疾患医療給付（実人数）は 155 件あり、疾病別では内分秘疾患によるものが最も多く、ついで多いのが悪性新生物でした。（表 13）

表 1 3 小児慢性特定疾患治療研究事業の給付状況（疾病別）（実人員）

疾病別 年度別	悪性 新生物	慢性 腎疾患	ぜん そく	慢性 心疾患	内分 泌疾患	膠 原 病	糖 尿 病	先異 天性 代謝 常	血血 友液 病疾 等の 患	神 経 筋 疾 患	慢性 消化 器疾 患	計
平成 15 年度	44	11		9	52	9	6	11	9	3		154
平成 16 年度	44	6	1	9	52	4	4	14	11	4		149
平成 17 年度	40	9		19	53	6	6	7	10	9	8	167
平成 18 年度	31	16		27	58	5	7	10	10	9	7	180
平成 19 年度	26	12		22	55	3	7	9	8	6	7	155
鯖江市	6	4		5	17	1	3	2	3	5	4	50
越前市	11	7		13	34	1	2	6	2	1	3	80
池田町												0
南越前町	3			1	3	1	1		1			10
越前町	6	1		3	1		1	1	2			15

注) 慢性消化器疾患は平成 17 年度より疾患群に加わりました

c 養育医療

未熟児は、生理的に種々の未熟性があり、疾病にもかかりやすく、その死亡率も高いばかりでなく、心身の障害を残すことも多いため、生後すみやかに適切な措置を必要とします。

このため、母子保健法では出生時の体重が 2,000 g 以下の場合や、生活力が特に薄弱で身体の発育が未熟なまま出生した未熟児に対して養育に必要な医療の給付を行う養育医療給付制度を設けており、昭和 22 年より実施しています。

未熟児に対する医療の給付は、厚生労働大臣又は知事が指定する医療機関に委託して行い、入院に要する費用が対象になっています。管内での養育医療の指定医療機関は、公立丹南病院のみであり、福井市内の指定医療機関に入院する児も多くあります。

管内の平成 19 年度の給付件数（実人数）は 53 件でした。（表 14）

当センターでは、養育医療給付の申請手続き事務を行っており、申請時は保護者からの相談に対応したり、児の退院後は保健師による家庭訪問を行い養育の相談に応じています。

表 1 4 出生体重別養育医療給付状況 平成 19 年度

年度別	区分 (g)	~ 1,000	1,001 ~ 1,500	1,501 ~ 2,000	2,001 ~ 2,500	2,501 ~	計
平成 15 年度		1	10	20	6	1	38
平成 16 年度		4	8	12	9	5	38
平成 17 年度		4	7	15	5	4	35
平成 18 年度		5	4	10	8	2	29
平成 19 年度		7	7	18	11	10	53
鯖江市		2		6	8	4	20
越前市		5	5	9	1	3	23
池田町				1		2	3
南越前町							0
越前町			2	2	2	1	7

d 療育給付

結核は、一般に長期の療養を必要とするが、特に児童の場合には医療だけではなく、入院中の教育や生活指導等についても適切な措置を講ずる必要があります。このため、長期の療養を必要とする結核児童を厚生労働大臣又は知事が指定する病院に入院させ、適正な医療を行うとともに、併せて学校教育を受けさせ、これに必要な学習用品を支給しています。また、入院中の療養生活についても指導が行われており、療養に必要な物品が支給されています。

管内では、平成 14～19 年度の療育申請はありませんでした。（表 11）

(ウ) 低身長等内分泌相談会

当センターでは、低身長等を主とする内分泌疾患等に関するより専門的な相談を実施してきました。

表 1 5 低身長等内分泌相談会

平成 19 年度

場 所	回数	内 容	従事者	相談数
丹南健康福祉センター	2	低身長および代謝異常児 およびその疑いのある児 を対象とした個別相談	小児科医師（2 回） 保健師	実 31 名

(I) 母子保健相談実施状況

平成 19 年度は、低出生体重児・長期療養児・障害児等について家庭訪問および相談を実施しました。（表 16、17）

表 1 6 母子保健相談状況

平成 19 年度

訪問										電話 相談 (延人員)	面 接 (延人員)
産婦		低出生体重児		乳児		幼児		計			
実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員		
92	124	103	176	10	15	13	14	218	329	159	201

表 1 7 長期療養児・障害児相談状況

平成 19 年度

実人員	相談									訪問		電話 相談 (延人員)
	申請 等	医療	家庭 看護	福祉 制度	就学	食事 栄養	歯科	その 他	計	実人員	延人員	
238	235	20	5	4	5	5		14	288	6	15	99

(オ) 育児不安解消サポート事業

当センターでは、虐待に発展する恐れのある家庭の親に対し育児不安を解消する場を提供し、虐待の未然防止を図るため、平成 17 年度より育児不安解消サポート事業を実施しています。

表 1 8 育児不安解消サポート事業実施状況

平成 19 年度

場 所	回数	内 容	従事者	相談数
丹南健康福祉センター	12	親グループワーク (参加者が少ない と個人面接方式)	臨床心理士(22回) 精神科医師(7回) 保育士(0回) 保健師	親 実12名 延18名 子 実10名 延18名
丹南健康福祉センター 武生福祉保健部	10	子グループ (自由あそび)	家庭相談員 (センター・鯖江市) 母子自立支援員	親 実6名 延16名 子 実5名 延15名
合 計	22			親 実18名 延34名 子 実15名 延33名

(カ) 特定不妊治療費助成事業

当センターでは、不妊治療を受けている夫婦の財政的負担を軽減し、治療を受ける機会を増やすため、平成 16 年度より体外授精および顕微授精に要した治療費の一部を助成する特定不妊治療費助成事業を実施しています。平成 18 年度からは、1 年度あたりの助成回数が 2 回に、平成 19 年度からは 3 回に拡大されました。

表 1 9 特定不妊治療費助成事業実施状況

年 度	申請数	治療内容		妊娠の有無
		体外授精	顕微授精	
平成 16 年度	29	6	23	3
平成 17 年度	35	18	17	4
平成 18 年度	78	32	46	9
平成 19 年度	145	51	94	15

(2) 歯科保健対策**ア 歯科保健対策の現状**

歯科保健対策の現状は表 1 のとおりです。

表 1 歯科保健対策の現状

平成 19 年度

事業名	実施内容
母子歯科保健事業	母子保健法：1 歳 6 か月児および 3 歳児歯科健康診査 児童福祉法、学校保健法：年 1 回以上の歯科健診（各幼稚園・保育園）
学校歯科保健事業	学校保健法：年 1 回以上の歯科健診（各小中学校・高等学校）
老人歯科保健事業	老人保健法：40 歳以上を対象に歯科保健指導、歯周疾患検診（市町）
歯科保健推進事業	成人歯科保健事業：20～40 歳までの住民対象に歯科健診や歯科保健指導等を実施（鯖江市・越前市・池田町・南越前町・越前町）

イ 歯科保健対策の実施状況

(7) 1歳6か月児および3歳児歯科健康診査

平成19年度の1歳6か月児歯科健康診査結果におけるむし歯の保有率は、県2.7%に対し管内2.7%でした。また、3歳児歯科健康診査結果におけるむし歯の保有率は、県25.7%に対し管内25.9%で、管内は県に比べて保有率はやや高率でした。(表2)

表2 1歳6か月児・3歳児健康診査むし歯保有率(%)

	年度	福井県	管内計	鯖江市	越前市		池田町	南越前町			越前町			
					旧武生市	旧今立町		旧南条町	旧今庄町	旧河野村	旧朝日町	旧宮崎村	旧越前町	旧織田町
1歳6か月児健康診査	15	3.3	2.5	2.9	2.4	0.0	21.0	0.0	3.4	0.0	1.3	8.3	2.8	0.0
	16	2.9	3.0	3.8	2.5	3.1	11.1	1.0			1.4			
	17	2.8	2.3	1.5	3.8		0.0	0.0			2.4			
	18	2.1	1.8	1.9	2.0		0.0	0.0			1.1			
	19	2.7	2.7	2.2	3.3		14.3	3.3			0.6			
3歳児健康診査	15	30.5	28.2	31.4	25.8	36.8	45.5	25.4	42.9	47.1	14.3	39.0	17.9	25.0
	16	29.2	28.9	30.0	28.3	29.6	47.8	31.9			27.3			
	17	27.1	25.9	27.0	25.4		43.8	28.0			27.3			
	18	26.8	25.8	23.4	25.9		25.0	35.8			28.4			
	19	25.7	25.9	22.8	26.3		60.0	33.3			32.5			

(3) 感染症(結核)予防

ア 健康診断

(7) 定期の健康診断

結核予防法は、平成19年4月1日から『感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律』(以下、感染症法という)に一元化され、結核は二類感染症に位置づけられました。

感染症法においても結核予防法と同様、結核感染の危険性の高い事業所(学校・施設・医療機関等)に勤務する職員に対しては事業主が、学校(大学・高校・専修学校等)の学生、生徒に対しては学校長が、施設(保健・老人介護施設等)の入所者に対しては施設の長が、また、一般住民(65歳以上及び自治体が必要と認める者)に対しては市町長の責任で定期的に健康診断を実施するよう定めています。

表1 事業所および学校における受診状況

区分 年度	事業所	大学・高校・ 施設・その他
平成16年度	24,022	2,103
平成17年度	2,952	4,376
平成18年度	8,845	4,154
平成19年度	3,955	1,939

注) 受診者数は、各事業所、学校、施設からの実施報告と当所の実施数の合計である

表2 (一般住民) 結核健康診断実施状況 平成19年度

市町	年度	対象者	受検者	受診率%
鯖江市		14,004	4,649	33.2
越前市		15,431	5,595	36.3
池田町		1,498	672	44.9
南越前町		3,893	1,414	36.3
越前町		6,622	2,545	38.4
計		41,448	14,875	35.9

(イ) 接触者健康診断

新登録患者に対して症状や接触の状況を調査し(菌陽性患者の1週間以内訪問率100%)、患者家族および接触者の感染や発病の有無を追跡するため、接触者健診を行っています。健診の対象者、回数および追跡期間は、患者の排菌量やエックス線画像所見および患者の行動や環境等の要因により決定し、必要に応じて直後・2か月後・6か月後・1年後・1年6か月後・2年後まで健診を実施しています。健診は問診、ツベルクリン反応検査、エックス線検査、クオワンティフェロン検査(QFT検査)、喀痰検査(必要時)、診察を効果的に組み合わせることにより感染、発病の有無を確認します。

表3 患者家族・接触者健診内容

区分	受診者				検査結果	
	ツベルクリン 反応検査	エックス線検査		QFT検査	要医療	異常なし
		間接	直接			
平成16年度	0	39	3		0	42
平成17年度	11	0	85		0	96
平成18年度	30	0	121		0	151
平成19年度	11	79	121	11	2	220

イ 患者管理

平成19年末現在の結核登録者、新登録者は表4から表8に示すとおりです。

保健所は、届出のあった結核患者を登録し服薬や生活環境について訪問指導を行うと共に、治療終了後の管理も実施しています。治療終了後、登録時菌陽性(排菌していた)の患者は2年間、菌陰性・肺外結核(肺以外の結核)の患者は1年間経過を観察し、再発の恐れがなければ登録を除外します。この期間に行う検診が管理検診です。

平成19年中の登録患者のうち管理検診が必要な方は49名であり、医療機関での経過観察が行われていない3名が対象となり全員が受診しました。検診の結果、経過観察が必要な方は34名で、15名が再発の恐れが無く登録から除外されました。

表4 結核患者登録者数・新登録者数（市町別・年次別）

H19.12.31 現在

年 市町	登録者数					新登録者数				
	15年	16年	17年	18年	19年	15年	16年	17年	18年	19年
鯖江市	27	21	23	15	20	12	7	9	8	10
越前市	34	38	46	31	33	18	16	11	22	20
池田町	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南越前町	9	4	6	5	6	3	1	3	1	2
越前町	8	3	3	4	9	4	1	2	5	6
計	79	66	78	55	68	38	29	28	37	38
県計	374	324	296	275	257	158	160	139	141	136
管内罹患率	(10万人あたりの新登録者数)					18.4	14.0	13.9	18.4	19.6
県罹患率	(10万人あたりの新登録者数)					19.1	19.4	16.9	17.2	16.7

表5 結核患者新登録者数（活動性分類別・性・年齢階級別）

H19.12.31 現在

活動性 分類 年齢別	活動性肺結核									活動性肺外結核			不明			計		
	感染性						非感染性											
	塗抹陽性			その他の菌陽性														
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
0～4																		0
5～9							1	1									1	1
10～14																		0
15～19									1	1					1			1
20～29																		0
30～39	1		1													1		1
40～49				1		1										1		1
50～59	2		2		1	1		1	1						2	2		4
60～69	1		1				1		1		1	1			2	1		3
70～	3	6	9	4	2	6	1	1	2	3	7	10				11	16	27
計	7	6	13	5	3	8	2	3	5	4	8	12				18	20	38

表6 結核新登録患者の排菌状況（市町別）

H19.12.31 現在

年 市町	平成19年		
	新登録者数	塗抹陽性患者数	培養陽性患者数
鯖江市	10	4	2
越前市	20	4	5
池田町	0	0	0
南越前町	2	1	1
越前町	6	4	0
計	38	13	8

表7 結核患者新登録者数(年齢階級別・市町別)

H19.12.31現在

年齢 市町	総数		0~19歳		20~29歳		30~39歳		40~49歳		50~59歳		60~69歳		70歳以上	
	計	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男
鯖江市	10	6	4						1		2		1		2	4
越前市	20	9	11	1							1		1		8	9
池田町	0	0	0													
南越前町	2	1	1												1	1
越前町	6	2	4		1		1				1	1				2
管内	38	18	20	1	1		1		1		2	2	2	1	11	16

表8 結核患者登録者数(年齢階級別・市町別)

H19.12.31現在

年齢 市町	総数		0~19歳		20~29歳		30~39歳		40~49歳		50~59歳		60~69歳		70歳以上	
	計	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
鯖江市	20	16	4			1			1		2		4		8	4
越前市	33	19	14	1		1		2			1	4	2	11	11	
池田町	0	0	0													
南越前町	6	4	2												4	2
越前町	9	4	5		1		1					1	1	2	3	
管内	68	43	25	1	1	2		3		1	2	1	9	3	25	20

表9 管理検診受診状況

区分 年度	検診 対象者	受診者数		受診率 (%)	判定結果		
		保健所実施	計		要医療	経過観察	治癒
平成16年度	30	21	30(医療機関実施を含む)	100.0	0	8	22
平成17年度	16	16	16	100.0	0	4	12
平成18年度	11	11	11	100.0	0	3	8
平成19年度	49	3	49(医療機関実施を含む)	100.0	0	34	15

ウ 結核医療

(7) 公費負担

結核の適正な医療を推進するため、結核医療費を公費で負担する制度が設けられています。
これには感染症法第37条(入院勧告患者)と第37条の2項(結核患者)によるものとがあります。

表10 結核医療費公費負担承認状況(法第37条2項分)

H19.1.1~H19.12.31

区分 年	申請 件数	合格 件数	総計	承認件数及び被保険者別							不承認 件数
				健康保険		国民健康保険			生活 保護	老人	
				本人	家族	一般	退・本	退・家			
平成16年	69	69	69	7	6	13	7	1	1	34	0
平成17年	52	49	49	7	3	6	2	1	0	30	3
平成18年	53	53	53	8	1	4	6	0	1	33	0
平成19年	53	51	51	5	0	12	1	1	0	32	2

表 1 1 入院勧告患者数の推移(法第 37 条分) H19.1.1~H19.12.31

区分 年	前年末 (A)	新規 (B)	転帰(解除) (C)	本年末 (A + B - C)
平成 16 年	11	17	23	5
平成 17 年	5	13	18	0
平成 18 年	0	11	10	1
平成 19 年	1	21	21	1

(イ) 地域 DOTS 事業

福井県では平成 17 年 4 月の結核予防法改正と同時に地域 DOTS 事業を開始しました。地域 DOTS 事業とは、結核患者の治療中断を防止し、結核の再発や感染の拡大、薬剤耐性菌の出現を防止することを目的に、治療終了に導くための服薬管理を支援することです。具体的には、登録時結核塗抹陽性患者等を対象に、医療機関と定期的なカンファレンス等の実施を通し連携を行い、地域では服薬中断リスク評価と地域 DOTS 服薬支援計画に基づき、訪問・面接・電話などにより服薬支援を実施しました。

表 1 2 結核患者家庭訪問・相談状況

区分 年度	訪問指導		面接相談	電話相談
	実件数	延件数	延件数	延件数
平成 15 年度	50	61	15	73
平成 16 年度	49	62	49	96
平成 17 年度	52(15)	83(31)	30	68
平成 18 年度	44(11)	117(58)	36	165
平成 19 年度	44(14)	93(41)	106	202

注) () 内は、DOTS 実施再掲

表 1 3 地域 DOTS 事業治療成績

区分	治癒	治療完了	結核死亡	結核外死亡	脱落・中断	転出	計
平成 17 年	2	2		2			6
平成 18 年	4	2		2		1	9
平成 19 年	5	5		3			13

(4) 感染症対策

ア 感染症発生届出状況

平成 19 年 4 月 1 日に『感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律』（以下、感染症法という）が改正され、病原体の管理体制の確立や、感染症の分類の見直しが行われました。「SARS」を二類感染症に変更し、結核予防法の廃止・統合に伴い「結核」を二類感染症に追加しました。また公衆衛生水準の向上に伴い、「コレラ」「細菌性赤痢」「腸チフス」「パラチフス」が入院の必要であった二類感染症から、就業制限の対象となる三類感染症に変更されました。

また、平成 20 年 5 月 12 日より厚生労働省から感染症法の一部を改正する法律等の施行の通知があり、感染症の類型に新たに「新型インフルエンザ等感染症」を加えるとともに、鳥インフルエンザ（H5N1）は二類感染症、H5N1 以外の鳥インフルエンザは四類感染症、インフルエンザは五類感染症（鳥インフルエンザおよび新型インフルエンザを除く）として整理されました。

表 1 感染症発生状況 平成 19 年度

感染症類型	三類感染症	四類感染症	五類感染症(集団発生)
感染症名	腸管出血性大腸菌感染症	レジオネラ	感染性胃腸炎 (ノロウイルス・サポウイルス)
件数(人数)	10(15)	1(1)	3(172)

注) 一類～四類感染症は、全数直ちに届出が必要、五類感染症は全数届出と定点報告がある

イ エイズ・肝炎予防対策

平成元年にエイズの蔓延の防止に必要な措置を定めたエイズ予防法は、平成 11 年に廃止され、平成 15 年 11 月 5 日の法改正により「感染症法」の新五類感染症に含まれました。

当センターにおいても、昭和 62 年からエイズの感染予防や感染の不安を解消するための電話および面接相談を開始しています。平成 5 年度からは安心して受けられる検査体制を整備し、平成 6 年度からは同検査を無料化し「保健所でのエイズ相談業務および HIV 抗体検査マニュアル」（改定 平成 19 年 4 月 1 日）に基づき月 2 回の定例エイズ相談および随時の相談を行っており、平成 18 年 4 月からは月 4 回実施しています。平成 18 年度より、HIV 検査普及週間および世界エイズデーに合わせ、予防意識の向上・検査機会の拡大のため、夜間エイズ相談・HIV 抗体検査を実施し、相談 17 件、検査 10 件がありました。

また、平成 18 年 11 月よりエイズ相談検査日に併せて、B 型肝炎、C 型肝炎の肝炎検査についても、「保健所での肝炎相談業務および肝炎ウイルス検査マニュアル」に基づき、年齢制限なく単独でも実施するようになりました。なお、厚生労働省がフィブリノゲン製剤納入先医療機関名の再公表に伴い、C 型肝炎ウイルス検査受診の呼びかけを行ったため、平成 19 年度は肝炎相談および検査件数が多数みられました。

表 2 エイズ相談、HIV 抗体検査実施状況 (単位: 件)

年度	区分	相談件数	HIV 抗体検査数
平成 15 年度		55	21
平成 16 年度		39	24
平成 17 年度		97	50
平成 18 年度		146	56
平成 19 年度		176	80

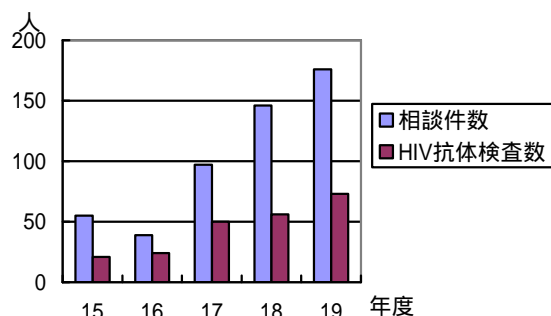


表3 肝炎相談、検査実施状況 (単位: 件)

年度	区分	B型肝炎		C型肝炎	
		相談件数	HBs抗原検査数	相談件数	HCV抗体等検査数
平成19年度		255	175	752	257

ウ 予防接種

定期予防接種は「予防接種法」に基づき市町において実施しています。麻しんおよび風しんの対策を強化するために、麻しん風しん(MR)混合ワクチンの2回接種が平成18年4月より導入されました。

表3 定期予防接種実施状況

H20.3.31現在

種別	年度		16年度	17年度	18年度	19年度						
						管内計	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	
急性灰白髄炎	第1回	実施数	1,983	1,780	1,691	1,746	684	768	13	87	194	
		率(%)	74.4	72.1	67.3	69.1	65.0	69.8	86.7	82.9	76.4	
	第2回	実施数	1,977	1,797	1,669	1,789	680	798	13	93	205	
		率(%)	78.1	79.8	77.3	80.0	83.7	76.7	92.9	89.4	77.4	
三種混合 (ジフテリア、百日咳、破傷風)	第1回	実施数	1,948	1,815	1,783	1,781	688	777	15	77	224	
		率(%)	90.4	96.9	96.0	94.7	101.9	96.2	88.2	74.8	80.6	
	第2回	実施数	1,972	1,765	1,732	1,804	707	783	14	77	223	
		率(%)	92.9	93.7	94.0	96.2	104.7	96.9	93.3	77.8	80.2	
	第3回	実施数	1,962	1,678	1,670	1,800	703	771	15	84	227	
		率(%)	91.8	89.0	90.7	95.7	104.1	95.4	93.8	80.8	81.7	
1期追加	実施数	1,933	1,849	1,532	1,670	659	730	18	92	171		
率(%)	92.9	90.9	88.9	88.7	98.8	90.2	90.0	66.2	69.0			
二種混合 (ジフテリア、破傷風)	第2期	実施数	2,106	2,066	2,202	1,918	694	839	27	118	240	
		率(%)	99.0	99.1	97.2	77.2	62.1	87.1	100.0	95.9	94.9	
麻しん	第1期	実施数	1,969	1,998	1,481	1,806	684	794	20	90	218	
		率(%)	88.3	105.6	82.4	95.2	99.1	92.3	95.2	83.3	100.0	
	第2期	実施数			1,787	1,794	708	770	20	93	203	
		率(%)			92.4	94.1	95.3	92.8	100.0	93.0	95.8	
風しん	第1期	実施数	2,236	2,492	1,570	1,807	685	794	20	90	218	
		率(%)	95.0	123.4	86.2	95.3	99.3	92.3	95.2	83.3	100.0	
	第2期	実施数			1,787	1,793	708	769	19	93	204	
		率(%)			92.4	94.1	95.3	92.7	95.0	93.0	95.8	
日本脳炎	1期初回	第1回	実施数	1,996	400	34	107	2	98	1	1	5
		率(%)	89.8	19.1	1.6	5.8	0.3	12.5	1.9	0.9	2.8	
	第2回	実施数	1,973	296	34	110	3	99	1	2	5	
		率(%)	90.4	13.9	2.1	6.1	0.4	12.6	100.0	1.7	2.8	
	1期追加	実施数	1,974	397	86	165	0	160	0	1	4	
		率(%)	91.8	19.5	4.5	8.8	0	20.4	0	0.8	1.8	
	2期	実施数	2,137	883	3	230	6	223	0	0	1	
		率(%)	99.0	40.5	0.3	11.7	0.9	24.9	0	0	0.4	
BCG	実施数	7,349	1,791	1,721	1,614	650	741	14	79	130		
	率(%)	89.8	98.8	98.1	95.2	95.7	98.0	93.3	92.9	80.7		
インフルエンザ	実施数	24,300	26,316	24,214	26,329	7,987	11,354	898	2,434	3,656		
	率(%)	52.9	56.6	54.7	58.2	56.7	57.6	66.5	67.6	56.8		

エ ライフステージ別感染症教室

結核、感染症、エイズに関する正しい知識の普及啓発を図り発生の予防啓発のために、研修会・講演会などを開催しました。

名 称	内 容	対 象
感染症予防 研修会 (5回)	「施設における感染症予防教室」 講師：はしもと小児科クリニック 橋本 剛太郎 氏 センター職員	市町担当職員 高齢者福祉施設職員 児童福祉施設職員 教育委員会小中学校職員など 389名
エイズ予防 講演会 (2回)	「性感染症・エイズに対する基礎知識と予防」 講師：岩堀病院副院長 岩堀 嘉郎 氏 「女性のための健康セミナー」 講師：鈴木クリニック 鈴木 綾子 氏	信越化学工業株式会社社員 アルプラザ鯖江店社員 74名
合計	7回	463名

(5) 難病対策

ア 特定疾患治療研究事業

難病のうち特定疾患については、研究事業を推進することにより、特定疾患に関する医療の確立、普及と患者の医療費の負担軽減を図っています。

イ 特定疾患患者相談事業

平成3年度から、難病患者を対象に疾患に対する知識の普及や患者同士の交流を図るため、講演会や交流会を開催しています。

表1 特定疾患相談会実施状況

平成19年度

	年 月 日 会 場	対 象	参加数	内 容
1	平成19年6月27日 武生庁舎	全身性エリマトームス 強皮症・多発性筋炎 特発性血小板減少性紫斑病	14	・講演会「膠原病と上手に付き合うために ～ステロイド治療薬の知識と日常生活の注意点について～」 ・交流会
2	平成19年7月7日 アイアイ鯖江健康福祉センター	全疾患	14	・ミュージックケア
3	平成19年9月3日 鯖江市文化の館	神経系疾患	23	・学習会「自宅でできるリハビリ教室」 ・実技
4	平成19年9月28日 武生庁舎	潰瘍性大腸炎 クローン病	14	・講演会「炎症性腸疾患の理解と治療」 「炎症性腸疾患の食事療法」
5	平成19年11月8日 武生庁舎	神 経 系 疾 患	6	・個別相談 ・交流会
		合 計	71	

表2 特定疾患医療受給者証交付状況

各年度末現在

	年度及び市町名 対象疾患名	16 年 度	17 年 度	18 年 度	19 年 度	鯖 江 市	越 前 市	池 田 町	南 越 前 町	越 前 町
1	ベ - チェット病	20	18	17	17	4	6	1	3	3
2	多発性硬化症	18	22	20	22	9	6		2	5
3	重症筋無力症	20	19	18	19	10	8		1	
4	全身性エリテマト - デス	59	58	58	58	18	22		4	14
5	ス モ ン	1	1		1	1				
6	再生不良性貧血	5	12	9	10	5	3		1	1
7	サルコイド - シス	17	20	20	21	7	8	1	2	3
8	筋萎縮性側索硬化症	15	11	6	7	3	3			1
9	強皮症、皮膚筋炎及び多発性筋炎	41	46	46	47	20	18		7	2
10	特発性血小板減少性紫斑病	36	42	40	47	10	27		4	6
11	結節性動脈周囲炎	1	1	1	3		3			
12	潰瘍性大腸炎	94	104	110	117	38	61	2	10	6
13	大動脈炎症候群	6	6	7	7	1	3		1	2
14	ピュルガ - 病	7	7	7	8	4	4			
15	天 疱 瘡	2	2	2	2	2				
16	脊髄小脳変性症	34	39	40	40	22	16		1	1
17	クロ - ン病	32	34	33	35	10	15	1	2	7
18	難治性の肝炎のうち劇症肝炎		1							
19	悪性関節リウマチ	10	11	9	9	2	4		1	2
20	パ - キンソン病関連疾患	120	136	129	148	52	68	6	8	14
21	アミロイド - シス	4	2	3	4	2	2			
22	後縦靭帯骨化症	62	72	71	70	30	29	1	3	7
23	ハンチントン病									
24	ウィリス動脈輪閉塞症	21	20	19	17	4	10		2	1
25	ウェゲナ - 肉芽腫症	1	1	1	1				1	
26	特発性拡張型心筋症	18	20	21	22	6	10	1	3	2
27	多系統萎縮症	18	19	16	17	4	9	2	1	1
28	表皮水泡症									
29	膿疱性乾癬	2	1	1	1	1				
30	広範脊柱管狭窄症	8	10	11	10	4	6			
31	原発性胆汁性肝硬変	19	15	18	23	14	7		1	1
32	重症急性膵炎	2	4	3						
33	特発性大腿骨頭壊死症	23	25	23	24	3	11		4	6
34	混合性結合組織病	7	9	10	13	4	5			4
35	原発性免疫不全症候群	1	1	1						
36	特発性間質性肺炎	5	6	8	8	2	6			
37	網膜色素変性症	15	12	13	18	7	6		1	4
38	プリオン病		1	1						
39	原発性肺高血圧症	2	2	2	3		2			1
40	神経線維腫症	11	9	8	8	2	5			1
41	亜急性硬化性全脳炎									
42	バッド・キアリ症候群									
43	特発性慢性肺血栓塞栓症	2	2	3	4	1	2			1
44	ライソゾーム病									
45	副腎白質ジストロフィー									
	合 計	759	821	805	861	302	385	15	63	96

ウ 在宅難病患者訪問指導（診療）事業

平成 10 年度から、日常生活全般において介助を必要とする通院困難な在宅難病患者に対して、専門の診療班を設置し、訪問診療を行っています。診療班の構成員は、専門医、主治医、理学療法士、ケアマネジャー、看護師、保健師等です。

表3 訪問診療事業実施状況 平成 19 年度

	日 時	病 名 別	従事者数
1	平成 19 年 4 月 19 日	筋萎縮性側索硬化症	13
2	平成 19 年 4 月 26 日	多系統萎縮症	8
3	平成 19 年 9 月 6 日	筋萎縮性側索硬化症	10
合 計		3 回	31

エ 在宅難病患者家庭訪問事業

平成 5 年度から、在宅の難病患者および家族に対して、保健師等が家庭訪問を通して療養相談を実施しています。また、特定疾患の申請等で来所した際や電話でも、療養や日常生活に関する各種相談を実施しています。

表 4 難病患者家庭訪問・相談状況

年 度	区 分		面接相談	電話相談
	家庭訪問			
	実件数	延件数	延件数	延件数
16 年度	43	116	868	239
17 年度	42	123	1,168	178
18 年度	47	137	1,108	308
19 年度	48	147	1,235	655

オ 患者・家族の会等の支援

管内には、2つの患者会や家族会があり、交流会や相談会、勉強会、レクリエーション等の活動を行っています。当所は事務局となり、活動を支援しています。

表 5 患者会・家族の会等支援状況 平成 19 年度

会 の 名 称	対 象	発足年度	開催回数	延参加者数
いきいき会 (神経難病家族の会)	神経難病患者及び家族	平成 8 年度	2 回	15 名
ほのぼの会 (難病患者と家族の会)	難病患者及び家族	平成 10 年度	9 回	124 名

カ 特定疾患特別見舞金の支給

特定疾患のために6か月以上の入院治療を受けている方に対し、見舞金を支給しています。

表 6 特定疾患特別見舞金支給状況 平成 19 年度

疾 患	支給人数
全身性エリテマトーデス	2
パーキンソン病関連疾患	4
後縦靭帯骨化症	2
モヤモヤ病（ウィリス動脈輪閉鎖症）	2
広範脊柱管狭窄症	1
合 計	11

キ 難病地域ケアシステム検討会議

難病患者の入院から在宅までの一貫した支援を促進するため、地域における難病支援の現状、問題点、課題、対策等について検討し、地域ケアシステムを構築することを目的に関係機関との会議を開催しています。

表7 難病地域ケアシステム検討会議開催状況

平成 19 年度

日 時	出席者	助言者	内 容
平成 19 年 7 月 12 日(木) 14 時～17 時	訪問看護師 医療機関看護師 ケアマネジャー 介護職等 48 名	中村病院 永田 医師 訪問看護ステーション府中 宮地 看護師 福田 看護師 ほっとりハビリシステムズ 松井 理学療法士	講義：「人工呼吸器装着者の吸痰について」 実技：「吸痰の実際」 講義：「身体介助と排痰」
平成 20 年 2 月 14 日(木) 13 時～15 時	訪問看護師 医療機関看護師 ケアマネジャー 介護職 市町職員等 23 名	福井県立大学 小林 准教授	情報提供：「丹南管内における難病患者の状況について ～平成 19 年度継続申請時における災害対策アンケート等より～」 講義：「医療依存度が高く重度障害のある要援護者の被災時の避難について ～在宅人工呼吸器を使用する ALS 患者の被災事例に学ぶ～」

ク 重症難病患者一時入院支援事業

平成19年度より、人工呼吸器を装着した重症難病患者の在宅療養を支援するため、介護者の疾病や休養のために入院が必要な場合に、レスパイト入院を支援する事業を行っています。

表8 重症難病患者一時入院支援事業実施状況

年 度	区 分	
	利用件数	
19 年度	実件数	延件数
		2

(6) 精神障害者保健福祉

平成7年に改正された精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、精神障害者やその疑いのある者に対する適正医療、自立と社会参加促進のための援助として、当センターでは精神障害者の診察および保護の申請に対する対応、精神保健福祉相談事業、社会復帰相談指導事業、社会適応訓練事業（通院リハビリテーション）、精神保健思想普及啓発事業、関係機関との会議・研修、関係団体および社会復帰施設への支援などを行っています。

ア 管内精神障害者の現状

(7) 精神障害者保護申請通報状況

表1 精神障害者保護申請通報状況

区分 年度	申請通報件数							処理状況		
	一般 申請	警察官 通報	検察官 通報	保護 観察所	矯正 施設長	病院 管理者	計	措置 入院	不要 措置等	計
15年度	2	1					3	2	1	3
16年度	1						8		8	8
17年度	1	7	1				9	3	6	9
18年度	3	9	1		1		14	4	10	14
19年度	1	6	2				9	3	6	9

(1) 精神障害患者数

表2 患者数(市町別)

区分	入院患者数	人口1万対	通院患者数	人口1万対	合計	人口1万対
鯖江市	188	27.9	1,068	158.5	1,256	186.4
越前市	206	23.6	1,395	160.0	1,601	183.7
池田町	21	64.2	108	330.1	129	394.3
南越前町	29	24.4	173	145.3	202	169.6
越前町	71	30.2	365	155.4	436	185.7
管内	515	26.7	3,109	160.9	3,624	187.6
福井県	2,185	26.8	16,482	201.9	16,311	199.8

注) 入院患者数はH19年3月末時点の入院患者数、通院患者数はH19年3月1か月間の実人員(県障害福祉課資料)

率算出に用いた人口はH19.10.1現在福井県の推計人口(県政策統計課)

表3 精神障害入院患者数(市町別)

H19.3.31現在

区分 市町	合計			措置入院			医療保護入院			任意入院		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
鯖江市	97	90	187	1	0	1	27	25	52	69	65	134
越前市	108	97	205	0	0	0	32	26	58	76	71	147
池田町	10	11	21	0	0	0	5	6	11	5	5	10
南越前町	13	16	29	1	0	1	2	2	4	10	14	24
越前町	43	28	71	0	0	0	16	10	26	27	18	45
管内	271	242	513	2	0	2	82	69	151	187	173	360
福井県	1,100	1,080	2,180	13	1	14	388	360	748	699	719	1,418

(県障害福祉課資料より)

イ 精神保健福祉活動状況

(7) 精神保健福祉相談・訪問指導状況

当事者やその家族、関係者からの電話や面接相談、必要に応じて訪問指導を実施しています。さらに定例相談日を設けて精神科嘱託医による相談を行っています。

表4 面接相談状況

種別 年度	実人員	延人員							計
		社会復帰	老人精神 保健	アルコール	思春期	心の健康 づくり	薬物	その他	
18年度	51	41	8	14	3	20	0	17	103
19年度	64	66	2	14	3	3	0	49	137

表5 訪問指導状況

種別 年度	実人員	延人員					計
		社会復帰	老人精神 保健	アルコール	薬物	その他	
18年度	100	163	12	9	0	30	214
19年度	100	130	6	32	2	142	312

表6 電話相談状況

	延人員
18年度	644
19年度	624

表7 コーディネート件数

(個別ケースに関する関係機関等との連絡・調整)

	延人員
18年度	604
19年度	709

表8 医師による相談状況

種別 年度	実人員	相談別内訳(延人員)							
		社会復帰	老人精神	アルコール	思春期	心の健康	薬物	その他	計
18年度	38	7	5	1	18	10	0	4	45
19年度	46	15	5	4	8	14	0	5	51

(イ) 社会適応訓練事業

社会復帰を図ることを目的として精神障害者が一定期間協力事業所に通い、集中力、仕事に対する持続力、環境適応能力等の社会適応訓練を行っています。

表9 社会適応訓練事業

(年度内利用実人員)

協力事業所名	エジソン無線	きくかわ	アイテック	福井光器
18年度	0	0	2	1
19年度	1	0	3	0

(ウ) 精神保健福祉普及啓発事業

地域住民の方々に対し、心の健康についての正しい知識の普及啓発と精神疾患や障害者について正しい理解の促進を図るとともに、精神保健福祉に関するボランティアの育成を行うことを目的として平成4年度からこころの健康ボランティア講座を開催しています。

表10 こころの健康ボランティア講座

開催月日	テ-マ	講師名	参加人数	開催場所
第1回 平成19年 9月6日	・開講式・オリエンテーション ・講義「健康福祉センターにおける精神保健福祉事業の紹介・社会復帰施設の紹介」 ・講義「心の健康と精神科の病気について」	丹南健康福祉センター職員 武生記念病院 阪口由紀子医師	12名	丹南健康福祉センター
第2回 平成19年 9月13日	・講義「ボランティアとは・ボランティア活動とは」 ・当事者の声 ・活動発表「音楽を通しての活動」	越前市ボランティアセンター 村下誠一氏 社会復帰施設利用者 やすらぎバンド	11名	丹南健康福祉センター
第3回 平成19年 9月20日 21日	・ふれあい交流 「就労移行支援事業所」 「地域活動支援センター」への参加 (いずれか1ヶ所以上を選択して参加)		10名	千草の家 サニークホーム やすらぎ アップ
第4回 平成19年 9月27日	・体験談発表 「日頃のボランティア活動を通して思うこと」 ・グループワーク、まとめ 「今回のセミナーで学んだこと」 「私ができるこころの健康ボランティア活動とは」 ・まとめ 「当事者にとってのこころの健康ボランティアの存在」 ・閉講式	精神保健福祉ボランティア みちくさの会代表 ほのぼの会代表 地域活動支援センター アップ 西村佳代子氏	12名	丹南健康福祉センター

(I) 関係機関との会議・研修会

管内の関係機関との連携の強化、資質の向上を目的とした会議・研修会を開催しています。

表 1 1 関係機関との会議・研修会

会議名、開催月	内 容	講師名	参加人数	開催場所
警察署との 連携会議 平成 19 年 6 月 28 日	・意見交換会～事例を通して今後の連携体制を考える～ ・心神喪失者医療観察法について		警察署職員 市町職員 25 名	丹南健康福祉 センター
思春期関連研修 会 平成 19 年 8 月 3 日	・講義 「思春期のゆれる心とその対応について」 ・事例検討会	精神保健福祉センター ・谷智子医師	学校関係者 市町職員 30 名	丹南健康福祉センター
アルコール関 連問題研修会 平成 19 年 10 月 28 日	・講義 「アルコール依存症と断酒会について」 ・体験発表	福井県立大学 看護福祉学部 西川京子氏	一般・市町職 員・社会復帰 施設職員・ 家族 など 50 名	丹南健康福祉センター
社会復帰支援 (相談対応) 研修会 平成 19 年 5 月 18 日	・事例検討 「人格障害事例への対応について」	みどりヶ丘病院 綱澤卓也医師	市町職員等 関係職員 10 名	丹南健康福祉センター
平成 19 年 11 月 30 日	・事例検討 「地域での対応が困難な 3 事例」 ・地域生活支援事業等に関する情報交換会	みどりヶ丘病院 綱澤卓也医師	市町職員 社会復帰施設職員 17 名	丹南健康福祉センター
社会復帰支援 (自立支援) 研修会 平成 20 年 2 月 29 日	・講義 「精神障害者の就労の現状について」 ・話題提供、意見交換会	ハロワークたけふ 増田陽美氏 障害者職業センター、サード ホーム、千草の家等	市町職員 医療機関職員 社会復帰施設職員 33 名	丹南健康福祉センター

ウ 関係団体および社会復帰施設への支援

(ア) 家族会育成

精神障害への理解を深め、家族同士が協力し支え合って悩みを解消するとともに、地域に向けて障害者の住みやすい社会づくりや社会復帰に向けた前向きな取り組みができるよう支援しています。

表 1 2 家族会状況

H20.3.31 現在

名称	内容		活 動 内 容
	会員数	例会	
つつじ会	41	10	・例会 ・役員会 ・学習会 ・交流会 ・広報 等
芦山会	10	11	

(イ) 精神保健ボランティア育成事業

こころの健康ボランティア講座を受講した者の中から精神保健ボランティアが誕生しました。現在、2 つのボランティアの会(みちくさの会、ほのぼの会)が設立され、積極的に社会復帰施設への協力、研修会参加等を行っています。

表 1 3 精神保健ボランティアの会の活動状況

H20.3.31 現在

名称	内容 会員数	活 動 内 容
みちくさの会	17	・例会 ・役員会 ・会議、研修会
ほのぼの会	24	・交流会 ・家族会協力 ・社会復帰施設協力 ・広報等

平成 15 年度より精神保健ボランティアの会会員のレベルアップを目的として精神保健ボランティア継続研修を実施しています。

表 1 4 精神保健ボランティア継続研修

開催月日	テ - マ	講師名	参加人数	開催場所
平成 19 年 4 月 28 日	・研修会 「自立支援法と障害者計画について」	鯖江市社会福祉課 有馬恵子氏	19 名	鯖江市神明公民館
平成 19 年 8 月 1 日	・運動講習会 「こころと体の健康のために」	健康運動指導士 三好貴子氏	14 名	丹南健康福祉 センター

(7) アスベスト対策

ア 健康相談窓口開設

アスベストによる健康被害が全国で表面化する中、関係労働者だけでなく一般市民にも不安が広がっているため、平成 17 年 7 月 28 日より健康相談窓口を設置し、アスベストによる健康への不安の除去、専門医療機関の紹介等の相談および情報の提供を行っています。

平成 20 年 3 月 31 日までの健康等に関する相談・問い合わせは、鯖江に 20 件、武生に 13 件ありました。

イ 石綿健康被害救済制度

石綿による健康被害の特殊性（石綿を原因とする中皮腫、肺がんについては、石綿にばく露してから 30～40 年の長い期間を経て発病すること、石綿が長期間、わが国の経済活動全般に使用されたことから個々の原因が追求できないこと、いったん発病すると多くが 1～2 年で死亡すること、自らが何の非がないにも関わらず何ら補償を受けられないまま亡くなること）に鑑み、石綿による健康被害を受けた方およびその家族の方で、労災補償等の対象とならない方に対して、「石綿による健康被害の救済に関する法律」（平成 18 年 2 月 10 日公布）が創設されました。

センターでは、石綿健康被害救済制度の受付業務について委託を受け行っており、平成 20 年 3 月 31 日までの受付件数は、鯖江 0 件、武生 2 件です。

(8) 食品衛生

ア 許可を要する食品衛生関係営業施設の指導

食品衛生法第52条に基づく許可を要する施設の状況は表1のとおりで、昨年度より59施設減少し、4,272施設です。

主な業種は飲食店営業(45.1%)、乳類販売業(15.5%)、魚介類販売業(6.4%)、食肉販売業(6.5%)となっており、特に、飲食店営業の中でも旅館は観光地である越前海岸を有する越前町、南越前町に集中しています。

食品衛生を確保するため、これら営業施設に対する監視指導は地域別・業種別に一斉監視を実施するなど、効率的な監視を行っています。

表1 許可を要する食品営業施設数 H20.3.31現在

業 種	項 目	18年度 営業施設数	19年度 営業施設数	許 可 件 数		廃業件数	監視件数
				継 続	新 規		
飲 食 店 営 業	一般食堂・レストラン	682	675	98	42	49	389
	仕出し屋・弁当屋	240	244	35	17	13	217
	旅 館	174	156	46	3	21	169
	そ の 他	863	853	95	71	81	464
	小 計	1,959	1,928	274	133	164	1,239
	菓子(パンを含む)製造業	211	212	24	23	22	196
	乳 処 理 業	1	0	0	0	1	2
	乳 製 品 製 造 業	3	2	0	0	1	6
	魚 介 類 販 売 業	284	272	63	11	22	276
	魚 介 類 せ り 売 業	7	7	3	0	0	14
	魚肉ねり製品製造業	3	3	0	0	0	4
	食品の冷凍・冷蔵業	8	7	1	0	1	5
	缶詰または瓶詰食品製造業	3	3	0	0	0	3
	喫 茶 店 営 業	632	656	52	57	33	89
	あ ん 類 製 造 業	2	3	0	0	0	3
	アイスクリーム類製造業	57	58	10	8	7	63
	乳 類 販 売 業	688	662	99	44	70	344
	食 肉 処 理 業	5	3	0	0	2	2
	食 肉 販 売 業	296	279	65	11	28	269
	食用油脂製造業	0	0	0	0	0	0
	み ぞ 製 造 業	16	17	1	1	0	16
	醬 油 製 造 業	9	9	1	0	0	9
	ソ - ス 類 製 造 業	2	2	0	0	0	2
	酒 類 製 造 業	12	12	0	0	0	4
	豆 腐 製 造 業	29	29	1	0	0	42
	納 豆 製 造 業	3	3	0	0	0	2
	め ん 類 製 造 業	24	26	2	2	0	24
	そうざい製造業	60	62	8	2	0	70
	添加物製造業	3	3	0	0	0	6
	清涼飲料水製造業	4	4	0	0	0	2
	氷 雪 製 造 業	4	4	0	0	0	0
	氷 雪 販 売 業	6	6	0	0	0	3
	合 計	4,331	4,272	604	292	351	2,695

イ 許可を要しない食品衛生関係営業施設の指導

給食施設等の食品衛生法による許可を要しない施設の状況は表2のとおりです。

給食施設については、大規模食中毒の発生を未然に防止するための「大量調理施設衛生管理マニュアル」の趣旨に沿って指導し、平成19年度は特に保育園、学校等の給食施設に対し衛生管理の徹底を指導しました。

表2 許可を要しない食品衛生関係営業施設 H20.3.31現在

業 種	項 目	18年度 施設数	19年度 施設数	監視件数
給食施設	学 校	34	32	58
	病院・診療所	26	24	24
	事業所	2	1	1
	その他	99	97	102
	小 計	161	154	185
乳さく取業		5	4	4
食品製造業		65	63	55
野菜・果物販売業		270	273	155
そうざい販売業		282	294	166
菓子（パンを含む）販売業		395	402	186
食品販売業（上記以外）		438	443	185
添加物の販売業		57	57	33
器具・容器包装・おもちゃの製造業又は販売業		164	165	30
合 計		1,837	1,855	999

ウ 福井県食品衛生条例に基づく施設等の指導

公衆衛生に与える影響が高い業種として、福井県が独自に定めている福井県食品衛生条例に基づく施設等の状況は表3のとおりです。

管内の越前海岸沖合は良好な漁場に恵まれており、沿岸の町では魚介類関係の営業が盛んです。条例で定めている魚介類加工業や魚介類行商営業は、これを反映して、それぞれ県下施設等数の28.2%、40.9%を占めています。一方、山間地を中心とした地域で生産される野菜、果実などの農産物の加工業も「地産地消」運動から盛んであり、漬物製造業は、これを反映して、それぞれ県下施設等数の12.9%を占めています。

これらの施設等に対しては、毎年の地域別の一斉監視や食品衛生講習会開催により、衛生確保に努めています。

表3 福井県食品衛生条例営業施設等数

条例許可状況	H20.3.31現在	
業 種	18年度	19年度
魚介類加工業	37	40
漬物製造業	29	27
合 計	66	67

条例登録状況	H20.3.31現在	
業 種	18年度	19年度
魚介類行商営業	74	74

エ 食品等の収去試験検査

食品等の安全性を確保するため、年間計画に基づき収去試験検査を実施しています。平成 19 年度の試験検査の結果は表 4 のとおりです。県指導基準に不適合なものが 1 件あり、取扱いの改善を指導しました。

表 4 食品等の収去検査結果

H20.3.31 現在

事業名	実施月	収去数	規格基準・表示不適数	衛生規範・県指導基準不適数	違反内容
牛乳特殊検査	4	1			
春の行楽地対策	4	13		1	県指導基準(和生菓子)
輸入果実検査	11・12	2			
残留物質	はちみつ	6	0		
	鶏卵	7	2		
	食鳥肉	8	2		
	養殖魚	10	2		
魚介類特殊検査	5	3			
貝毒検査	5	0			
夏期食品一斉取締り	6～7	57			
野菜検査	6・7・10	6			
玄米検査	9	2			
秋の行楽地対策	9	13			
添加物表示対策	10	6			
年末食品一斉取締り	11～12	59			
容器包装検査	1	8			
遺伝子組換え食品	1	2			
アレルギー特定原材料	2	3			
合計		181	0	1	

オ 食中毒発生状況

平成14年からの食中毒の発生状況は表5のとおりです。

平成19年度は食中毒が1件発生し、病因物質は不明、原因施設は飲食店でした。

表 5 食中毒発生状況

H20.3.31現在

年	件数	摂食者	患者数	備考
14年	0	0	0	
15年	1	149	5	サルモネラ(学校)
16年	2	70	22	ウエルシュ菌(老人福祉施設給食)
		2	2	腸炎ピブリオ(不明)
17年	0	0	0	
18年	5	10	2	ノロウイルスG(飲食店)
		19	4	不明(飲食店)
		53	6	不明(飲食店)
		7	2	セレウス菌下痢原生毒素(飲食店)
		26	7	ノロウイルスG(飲食店)
19年	1	108	6	不明(飲食店)

カ 衛生講習会の実施状況

衛生講習会の実施状況は表6のとおりです。

営業者等を対象に、食中毒の多発する夏期前を中心として地域別・業種別に衛生講習会を実施し、衛生知識の普及向上と自主管理体制の強化を指導しています。また、地域住民等の要望があるところに出向く「出前講座」を開催し、消費者の衛生知識向上を図っています。

表6 衛生講習会実施状況

H20.3.31現在

区 分	項 目	衛生講習会		出前講座(再掲)	
		開催数	受講者数	開催数	受講者数
	鯖江市	10	740	7	234
	越前市	7	679	1	14
	池田町	1	41		
	南越前町	3	116	1	18
	越前町	4	268		
	管内給食調理従事者	1	195		
	食育推進全国大会出展者	1	134	1	134
	合 計	27	2,173	10	400

キ 調理師および製菓衛生師免許登録の状況

調理師および製菓衛生師免許の登録状況等は表7のとおりです。

表7 調理師および製菓衛生師免許登録状況

H20.3.31現在

区分	免許の別	調理師				製菓衛生師			
		16年度	17年度	18年度	19年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	試験受験者	136	155	133	62	3	12	5	11
	試験合格者	97	110	77	40	3	7	5	5
	合格率(%)	71	71	58	65	100	58	100	46
	免許登録者	151	154	141	86	8	12	9	5

注) 登録者には養成施設卒業者を含む

(9) 生活衛生

ア 営業六法関係施設の状況

理容所、美容所、クリーニング所、公衆浴場、興行場、旅館等営業六法関係営業施設数は表1のとおりです。

管内では観光地である越前海岸を有する町に旅館が集中しているため、海水浴シーズン前に旅館営業者に対し衛生講習会および立入検査を実施し、施設の衛生管理について指導しています。

また、近年、入浴施設に起因するレジオネラ症が県外で発生していることから、循環ろ過装置を利用する浴槽を設置する公衆浴場、旅館の施設に対して講習会、立入検査および水質検査を実施し、衛生管理について指導しています。

イ 温泉関係

温泉の泉源等の状況は表1、2のとおりです。

なお、越前町では、旅館等に温泉を配湯していることから、温泉利用施設数が多くなっています。温泉施設の不当表示が問題となったことから、温泉掲示内容の適正化について指導しています。

表1 施設数（営業六法および温泉関係）

H20.3.31 現在

業種		市町					合計	
		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町		
営業六法関係施設	理容所	67	103	5	13	28	216	
	美容所	127	172	5	21	38	363	
	クリーニング所	16	32	0	0	7	55	
	クリーニング取次所	94	108	3	10	20	235	
	公衆浴場	9	12	1	6	9	37	
	興行場	3	4	0	0	0	7	
	旅館	ホテル	7	4	0	0	0	11
		旅館	12	27	3	31	69	142
		簡易宿所・下宿	0	17	3	15	41	76
		特例旅館	0	0	0	0	0	0
	小計	19	48	6	46	110	229	
温泉	泉源数	3	3	2	3	10	21	
	動力装置設置数	2	3	1	3	7	16	
	利用施設数	3	6	2	5	53	69	

表2 立入件数（営業六法および温泉関係）

H20.3.31 現在

業種		市町					合計	
		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町		
営業六法関係施設	理容所	2	83	5	8	26	124	
	美容所	6	4				10	
	クリーニング所							
	クリーニング取次所		5				5	
	公衆浴場	3	6	1	5	6	21	
	興行場	2	4				6	
	旅館	ホテル	1					1
		旅館	3	2	2	27	106	140
		簡易宿所・下宿				12	47	59
		特例旅館					4	4
	小計	4	2	2	39	157	204	
温泉	泉源数			2	1	1	4	
	動力装置設置数							
	利用施設数	4	8	4	7	60	83	

ウ 浄化槽

浄化槽の設置状況は表3のとおりです。

生活水準の向上に伴い、便所の水洗化に対する要望が高まる中で、公共下水道の整備は財政的・時間的に制約があることから、公共下水道未整備地域における浄化槽の設置が増加しています。

浄化槽法に規定する検査の拒否者、保守点検の拒否者に対し適正な維持管理を指導しています。また、平成19年度は浄化槽を設置した者に対し、浄化槽の適正な維持管理に関する講習会を7回開催しました。

エ 水道施設の状況

水道施設の状況は表3のとおりです。

上水道、簡易水道に対しては施設の立入検査を実施し、施設の維持管理および水質基準に基づく水質管理について指導を行っています。

また、簡易専用水道についても、貯水槽の清掃・点検や水質検査の実施等、適正な維持管理について指導しています。

オ 特定建築物関係

大型のホテル、店舗、事務所などの特定建築物の状況は表3のとおりです。

特定建築物の衛生的環境を確保するため、管理者に対し適正な維持管理を指導しています。

カ 墓地埋葬関係

墓地等の施設数は表3のとおりです。

表3 浄化槽、水道、特定建築物、墓地関係施設数

H20.3.31 現在

種類		市町					合計
		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	
浄化槽	単独処理	3,924	12,224	57	172	1,075	17,452
	合併処理	1,051	5,025	33	159	93	6,361
	合計	4,975	17,249	90	331	1,168	23,813
水道	上水道	1	1			1	3
	簡易水道		5	5	13	10	33
	飲料水供給施設			5	3	2	10
	専用水道				1		1
	簡易専用水道	78	39		6	12	135
特定建築物		10	12	1	1	4	28
墓地	墓地	108	196	6	106	94	510
	火葬場	1	84	5	51	10	151
	納骨堂	1	3	1	2	0	7